平成１９年（フ）第１４２４号
大阪府柏原市田辺１丁目14―３、前住所大阪府柏原市国分本町７丁目10番88号
破産者　原　ふじ江
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年５月23日午前10時30分
平成23年２月25日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３３０５号
大阪府門真市幸福町20番２号
破産者　株式会社曙(旧商号株式会社レイメイ)
1　破産債権の届出期間　平成23年４月19日まで
2　一般調査期日　平成23年５月19日午後３時30分
平成23年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４５６号
大阪府茨木市畑田町７番28号
破産者　桜興業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
2　一般調査期日　平成23年６月13日午後１時30分
平成23年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２２年（フ）第１０８５号
福岡市博多区吉塚６丁目６番33号　1002号、破産手続開始決定時の住所福岡県福津市中央２丁目２番10号
破産者　泉　　保幸
1　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
2　一般調査期間　平成23年４月13日から平成23年４月20日まで
平成23年２月23日
福岡地方裁判所第４民事部

破産管財人変更

平成２１年（フ）第９５０７号
大阪市港区八幡屋１丁目５番４号　マンションフレール302号、事業所所在地大阪市住吉区長居２―１―28―202
破産者　プランドゥシステムこと　坂口　　幸
破産管財人　那須　秀一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　西出　智幸
平成23年２月21日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第１２０号
滋賀県栗東市上砥山字吉田303―３
破産者　ファスコ株式会社
1　期日　平成23年４月６日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月28日　　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１６号
愛知県岡崎市上地１丁目25番地７
破産者　有限会社いそいそ亭
1　期日　平成23年４月25日午後２時20分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月28日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第８号
福岡県田川市大字糒1808番地
破産者　東洋新建材株式会社
異議申述期間　平成23年５月２日まで
平成23年２月28日　福岡地方裁判所田川支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１０１８号
岡山市南区中畦870番地
破産者　加藤　美明
免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
平成23年２月25日
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２号
新潟市西蒲区金池10番地
清算株式会社　金池管財株式会社
代表清算人　福井　泰雄
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２３年（ヒ）第３００８号
大阪府守口市京阪北本通５番４号エクラントビル202号
清算株式会社　株式会社スローキッチン
代表清算人　徳永　信一
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第１００１号
広島市西区草津港１丁目11番１号
清算株式会社　株式会社フレッシュ石井
清算人　石井ユキコ
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３２号
栃木県日光市中宮祠2478番地
清算株式会社　株式会社山田屋
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第２０８５号
東京都中央区日本橋２丁目１番１号
清算株式会社　株式会社南陽トレーディング
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第１０号
愛知県豊田市西広瀬町小麦生635番地の26
清算株式会社　シロキ・ブローゼ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（ヒ）第３００１号
大阪市北区西天満５丁目１番９号
清算株式会社　株式会社エルコーポレーション
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第３０２８号
大阪市北区中津１丁目18番９号木村産業ビル
清算株式会社　木村産業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第３０３５号
大阪市城東区鴫野西４丁目７番23号
清算株式会社　磯矢硝子工業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者明亜興業株式会社に対し、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、本件特別清算手続開始決定の前日における協定債権額の28パーセントの金員（１円未満の端数は切り上げる。）を弁済する。
2　清算株式会社は、各協定債権者（第１項記載の協定債権者を除く。）に対して、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、本件特別清算手続開始決定の前日における協定債権額の0.07パーセントの金員（１円未満の端数は切り上げる。）を弁済する。
3　各協定債権者は、第１項、第２項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対して、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　第１項及び第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を本件特別清算手続開始決定の前日における各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大阪地方裁判所第６民事部